

地域福祉計画・地域福祉活動計画について

「地域福祉」とは？

地域は、あらゆる人にとって毎日を安心して生活するための基盤です。誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し、地域における福祉課題の解決に取り組む考え方を「地域福祉」と言います。

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

認知症などによって要介護状態になっても、心身の障がいがあっても、どのような状態であっても、地域で自分らしく暮らせることを目指し、地域福祉を推進する必要があります。



なぜ「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が必要なのか？

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活の多様化などによって、ひきこもり、生活困窮、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が増えています。

また、こうした困りごとは、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体・事業所、行政が連携し、包括的・総合的に支援していくことが必要です。

これまでも、団塊世代が全員 75 歳を超える「2025 問題」を見据え、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきましたが、高齢者支援に特化した内容でした。

現在、この「地域包括ケアシステム」の拡大・深化版として、国では新たに「地域共生社会」の実現を目指しています。

これは、高齢者だけでなく、障がい者、子ども等への支援も地域の中で包括的に提供できるような支援体制を構築し、地域の中で支え合いながら、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指しています。

この「地域共生社会」の実現のために、具体的な取組を示したのが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

この計画の中で、誰が、何を、どのように取り組んでいくのかを明確にし、東郷町における「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していきます。



1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

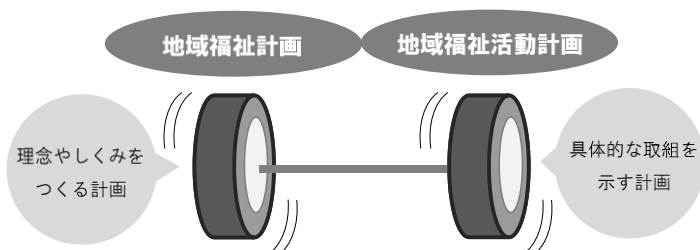
- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する行政計画です。
また、同じく107条には、福祉サービスの適切な利用の推進や、地域福祉に関する活動への参加促進など地域福祉の推進に関する5つの事項について、計画の中で一体的に定めることが明記されています。
そのため、「地域福祉計画」は、こうした規定に基づき、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくりなど総合的な方向性を示します。

（参考）社会福祉法より一部抜粋

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条【第106条の3】第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 一方、「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。
社会福祉法第109条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。
そのため、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取組を示します。



- 社会福祉法第6条第2項において、「国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、地域福祉の推進は、地方公共団体の責務であることが明記されています。
- さらに、第106条の3第1項において、「市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」とされ、
 - ・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みるこ
とができる環境の整備
 - ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じ、地域の課題を解決するために包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされました。

- こうしたことを踏まえ、今回策定する「東郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、法律に定められた地方自治体の責任を果たすため、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関や事業所が連携し、地域の課題を解決していくために取り組む内容を示します。
なお、今回は、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の両方の内容を盛り込んだ一体型とする予定です。

2. 国の地域福祉に関する方向性

★キーワードは“地域共生社会”

「地域共生社会」とは…

- 国は、平成 28 年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、この中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことが示されました。
- 「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことを目指しています。これまで、高齢者への支援に特化されがちであった「地域包括ケアシステム」を深化・拡大させ、障がい者、子ども等への支援にも対象を広げるとともに、複合化した課題にも対応できる体制を構築していくことが「地域共生社会」の実現につながっていくと考えられています。
- 従来は、医療、介護、教育、就労…といった分野ごとに分かれ、福祉分野の中でも、高齢者、障がい者、子ども…といったように年齢別で支援が行われてきました。
しかし、こうした制度や分野ごとの「縦割り」の対応では限界があります。例えば、高齢者の親と無職独身の 50 代の子が同居している、いわゆる「8050」や、介護と育児に同時に直面する、いわゆる「ダブルケア」といった問題は、複数分野の問題が複合的に絡み合っています。
そのため、これまでのような分野・年齢別といった「縦割り」ではなく、分野を越えた連携を進め、包括的に支援することが求められています。
- そして、地域の中で課題を抱えた人に対し「自分には関係ない」と他人事のように接するのではなく、個人的な課題であったとしても地域住民と一緒に解決に取り組むことで、「私たちがこんなこともできるんだ」という気持ちを醸成し、支援の「受け手」「支え手」に分かれることなく、誰もが役割を持てるように、参加の場や就労の場を地域に見出していくことも「地域共生社会」の実現に必要とされています。

地域共生社会と地域福祉計画の関係性

- 平成 29 年 12 月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(地域福祉計画策定ガイドライン)では、「地域共生社会」の実現に向けて、市町村が策定する地域福祉計画に反映させるべき新たな項目として 16 項目が示されました。
- このガイドラインにおいて、人々の生活課題は、介護や子育てなどの福祉分野にとどまらず、住まいや就労、教育といった様々な分野にまたがっており、制度の枠組みからのみで解決するのではなく、地域づくりなども含めて包括的に課題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されています。

■「包括的な取組」のイメージ



(参考)「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」より一部抜粋【主なものの要約を記載】

この報告書の中では、「地域共生社会」を実現するためのポイントが挙げられています。

①他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

- ・公民館やコミュニティセンター等で行われている、福祉や医療、教育などの分野における会議やサロン等を多く見つけて、つなげていくこと。
- ・様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めたり、そうした分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけてつなげていくこと。
- ・市町村や社会福祉協議会が中心となり、地域の生活課題の解決につながるボランティア活動等を具体的に示し、実際の活動に取り組みやすくすること。
- ・福祉教育の機会を提案し、障害や認知症、社会的孤立の理解等に関して学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供すること。
- ・例えば、「隣家の電気がついていない、いない」を見守るなど、地域住民が日常的に行っている取組も大事な地域活動であると意味付けをしていくような視点を持つこと。
- ・ソーシャルワーカーなどの専門職が、これまで「困った人」と位置づけられていた当事者を、不安や悩みを抱え「困っている人」として理解できるように支援していくことで、当事者を排除したり拒否していた地域住民が、やがて当事者を支えたり見守る役割を担う「支え手」への変化させていくこと。

②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

- ・民生委員・児童委員、保護司などの地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない人やSOSを発することができない人の情報が入る体制を構築すること。

③市町村における包括的な相談支援体制

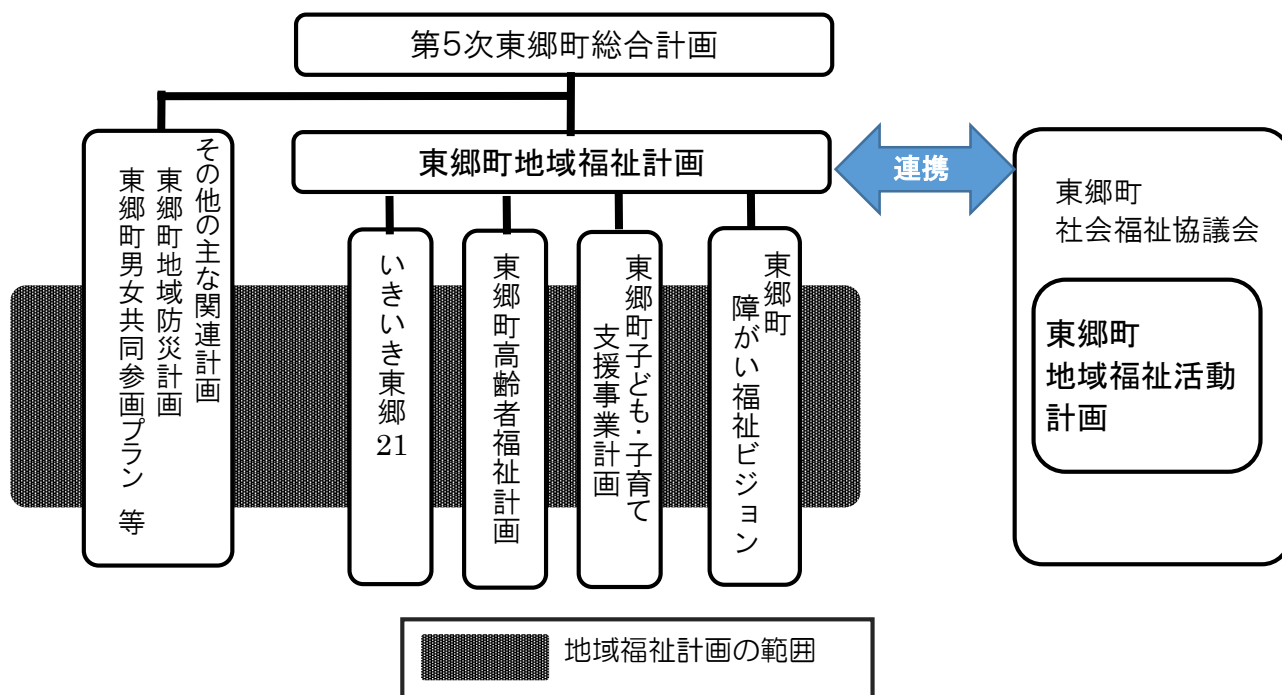
- ・制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけでなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すこと。
- ・「住民に身近な圏域」にある相談機関では対応しがたい複雑・複合的な課題、制度の狭間にある課題等に、オーダーメイド型で対応していくこと。

3. 東郷町地域福祉計画の位置付け

●地域福祉計画は、社会福祉法の改正により他分野の福祉計画の「上位計画」として位置付けられました。

そのため、高齢者、障がい者、子どもといった対象ごとに計画が策定されていますが、これらに共通する事項を地域福祉計画に盛り込む必要があります。

さらに、福祉分野だけでなく、教育、就労など生活に関連する分野とも幅広く連携し策定するため、部局を横断した行政全体での取組が求められています。



4. 策定までの全体イメージ

